

福岡県公報

平成25年11月29日
第3552号

目次

告示 (第1784号 - 第1799号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課) …………… 7
公 告	
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 8
○一般競争入札の実施	(教育庁企画調整課) …………… 9
○意見募集の結果の公示	(建築指導課) …………… 12

公安委員会

○認知機能検査員講習の実施	(警察本部運転免許試験課) …………… 12
正 誤	
○青少年に有害な図書類の指定 (平成25年7月福岡県告示第1150号)	
中正誤	…………… 14
○青少年に有害な図書類の指定 (平成25年8月福岡県告示第1290号)	
中正誤	…………… 14
○青少年に有害な図書類の指定 (平成25年9月福岡県告示第1431号)	
中正誤	…………… 14
○青少年に有害な図書類の指定 (平成25年10月福岡県告示第1584号)	
中正誤	…………… 14
○青少年に有害な図書類の指定 (平成25年11月福岡県告示第1734号)	
中正誤	…………… 14

告 示

福岡県告示第1784号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年11月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人森ん子共同保育園
 - (2) 代表者の氏名
武藤 佳穂里
 - (3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市坂本3丁目11番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、幼児に対して豊かな自然の中での保育活動をはじめ健全育成に関する事業を行い、子どもと保護者そして地域住民が安心して「共に育つ」ことができる環境改善に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1785号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人環境人アシスト

(2) 代表者の氏名

廣島 和也

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市薦野1073番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対し、環境保護、動物愛護、発展途上国に対する支援及び公共の安全に関する情報提供に関する事業を行い、住民の自然との調和及び安全に関する意識の向上に寄与する。

福岡県告示第1786号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人こころの音

(2) 代表者の氏名

北代 美和

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市観世音寺4丁目1番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい児・者や地域住民などに対して、障がい児に対する適切な療育、正しい障がいの知識の啓蒙、生き生きとした地域生活の場の提供、障がい児・者福祉施設の運営や余暇活動の支援に関する事業及び就労支援などを行うとともに、障がい児のよりよい成長、自立及び、幸福な人生の創造、障がい児・者の福祉の増進や生き生きとして生活できるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1787号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年11月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人NPO経営支援ネットワーク

(2) 代表者の氏名

立石 修

(3) 主たる事務所の所在地

(旧)

福岡県福岡市中央区警固2丁目12番17-301号

(新)

福岡県久留米市国分町1906番地3 上津ハイツ301号

(4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、新しい社会づくりをめざして市民活動を展開する特定非営利活動法人に対して、創業支援および経営力強化、改善向上、革新・再生・再建の支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、新しい社会づくりをめざして市民活動を展開する特定非営利活動法人及び地域経済の向上を担う中小企業・小規模事業者、事業組合等その他これらに類する活動主体（以下「地域経済活動主体」という）に対して、創業支援および経営力強化・改善向上、革新・再生・再建の支援に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1788号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日本環境監視協会

(2) 代表者の氏名

山崎 惟義

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名1丁目2番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会の人々に対して、環境問題に関する普及啓発や調査・分析・監視に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1789号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人おさき坊

(2) 代表者の氏名

松野 勝典

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市向佐野2丁目11番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は障がいを抱える家庭に対し、病児・病後児童保育や障がい者及びその家族に対する生活支援、介護に関する事業を行うことで、障がい福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1790号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年11月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人緩和ケア支援センターコミュニティ

(2) 代表者の氏名

平野 頼子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区下山門2丁目9番6号

(4) 定款に記載された目的

この法人は高齢又は病や障害で緩和ケアを必要とする人々に対して住みなれた地域の中で通所ケアや家族のためのレスパイトケア、一人暮らしの高齢者の方も安心して療養できる居住場所を提供し、生活全体を包括的に継続して支援し、地域の医療、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1791号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年10月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更後)

特定非営利活動法人建築支援会・福岡

(変更前)

特定非営利活動法人建築支援仙人会

(2) 代表者の氏名

時川 喜八郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市青山1丁目3番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、定年退職によって組織を離れたものの、健康面、技術面で自信も意欲もある建築技術者が、堅実で使い勝手の良い建物を作り上げる熟練の技と、組織内で活躍した人々の経験から成り立つ建築技術を活かし、再度、地域社会に知識等の還元するとともに、次の世代へこの知識を継承させる為の活動の場を作り出すことで、有能な人材としての、高齢者の活動を支援し、設計や施工監理等の建築関連業務への参加を組織として行っていくことにより、地域社会に貢献することを目的とします。

福岡県告示第1792号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市神在字大新開1404番1及び1404番2並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市加布里86番地3
衛藤 博史、衛藤 史成

福岡県告示第1793号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市浦志二丁目207番1、207番2、207番10及び1166番の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区高砂二丁目6番4号
株式会社 上村不動産
代表取締役 上村 公仁隆

福岡県告示第1794号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成25年11月15日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ダイレックス朝倉店
 - (2) 所在地 福岡県朝倉市須川2511番地
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年7月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,144平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数（台）
建物北側	46

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数（台）
建物北側	25

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物東側	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内南側	16.08

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 建物敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

福岡県告示第1795号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ドラッグストアモリ福岡店

(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地地区画整理事業地内55街区2ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・出入口3については、道路形状、交差点との距離などから危険性を伴う恐れがあるため、出入口の配置については担当課と十分協議を行うこと。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・搬出搬入専用出入口の幅等についても担当課と十分協議を行うこと。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の「多量排出事業者」に該当するため、同条例施行規則に則り、「廃棄物管理責任者選任届出書」を選任した日から30日以内に担当課に提出すること。

・「事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書」を当該年度の属する年の5月31日までに提出すること。

・事業一般廃棄物については、市内の許可事業者と個別契約を行うこと。

(4) 防災・防犯対策への協力

・消防水利については基準を充たしているものの、前面は幹線道路、周囲は住宅街となることが予想されるため、初期消火に支障なく対応できるよう努めること。

・屋内消火栓等が書類上では確認できないため、初期消火が有効となるよう消防施設の充実を図るよう努めること。

・防犯灯設置などの防犯上十分配慮すること。

(5) 騒音の発生に係る事項

・騒音に対し、環境基準を遵守し、周辺環境を損なわないよう努めること。

・特定施設を設置、又は特定建設作業を行う場合は市に届出をし、規制基準を遵守すること。

(6) 街並みづくり等への配慮等

・本店舗の建築箇所は都市計画法で定める第一種低層住居専用地域であり、店舗は建築不可となっている。しかし、建築基準法で用途が2つにまたがる場合は敷地面積の多い方の用途が適用されるために建築可能となるが、新たなまちとして誕生する「福岡駅東地区区画整理事業地」にまちづくりのために策定した都市計画の用途地域に適合するまちなみを強く希望するので、店舗建築可能である第一種住居地域に店舗を、第一種低層住居専用地域には駐車場とした計画への変更を強く要望する。

(7) その他

・専用水道又は簡易専用水道を計画している場合は、宗像地区事務組合と協議すること。

福岡県告示第1796号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市若葉台東一丁目41番2、41番3及び41番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

春日市原町三丁目1番地5
春日市長 井上 澄和

福岡県告示第1797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	三池港線	前	大牟田市四山町5番8先から 大牟田市四山町49番3先まで	8.0 ～ 21.0	296.2
			後	大牟田市四山町5番8先から 大牟田市四山町49番3先まで	11.0 ～ 53.0	296.2

福岡県告示第1798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年11月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

南筑後	三池港線	大牟田市四山町9番1先から 大牟田市四山町49番3先まで
-----	------	---------------------------------

福岡県告示第1799号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 竣功認可年月日

平成25年11月14日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 竣功認可を受けた者

福岡県
福岡県福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 小川 洋

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1752番2地先の公有水面（波津漁港区域内）

(2) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成8年12月福岡県告示第2078号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（T.P.+0.648m）により決定）、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（T.P.+0.87m）における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 波津基準点（北緯33度53分22秒9129、東経130度33分49秒9335）から
122度19分01秒、152.34mの地点

②の地点 ①の地点から169度53分50秒、1.19mの地点

- ③の地点 ②の地点から173度08分28秒、20.27mの地点
- ④の地点 ③の地点から173度26分52秒、2.32mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から149度16分03秒、7.96mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から350度18分38秒、21.79mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から349度05分03秒、8.22mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から348度17分04秒、4.93mの地点

(3) 面積

66.17㎡

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成24年3月30日23水第5258号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所

遠賀郡岡垣町役場

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年11月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

パソコン教室用サーバ及び周辺機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年12月11日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

パソコン教室用サーバ及び周辺機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札仕様書による。

(3) 契約期間

平成26年3月1日から平成32年2月29日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年1月8日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を5の部局に平成25年12月18日（水曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX）092-643-3884

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成25年11月29日（金曜日）から平成25年12月11日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成26年1月8日（水曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県庁地下1階 行政4号会議室

(2) 日時

平成26年1月9日(木曜日)午後1時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8の規定により、直ちに再度入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が上記12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

Leasing and maintenance of server and peripherals for use in public schools in

Fukuoka Prefecture

(2) Time Limit if Tender :

5 : 00PM on January 8, 2014

(3) Contact Point for the Notice : Planning and Implementation Division , Fukuoka Prefectural Office

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, JAPAN

TEL (+81)92-643-3880

公告

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則案について、平成25年9月17日から平成25年10月17日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成25年11月29日に公布しました。

平成25年11月29日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

建築都市部建築指導課企画係

電話：092-643-3720

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第307号

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）第29条の2第1項に規定する認知機能検査員講習を実施するので、同条第3項の規定に基づき、次のように公示する。

平成25年11月29日

福岡県公安委員会

1 講習の種別

認知機能検査員講習

2 受講対象者

25歳以上のものであって、認知機能検査員講習の受講を希望するもの

3 講習の日時等

講習日	時間	対象者
平成25年12月21日（土）	午前9時00分～午後4時10分	一般受講者
	午後1時00分～午後4時10分	一部免除者

備考 一部免除者とは、

ア 平成21年4月から平成25年3月までの間に自動車安全運転センターにおいて、新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を修了した者

イ 平成21年4月から平成22年3月までの間に自動車安全運転センターにおいて、高齢者講習指導員研修を修了した者

ウ 「認知機能検査の導入等に伴う補充講習の実施について」（平成20年7月24日付、警察庁交通局運転免許課長名事務連絡）により補充講習を修了した者

エ 「改正道路交通法の施行に向けた高齢者講習指導員に対する研修の実施について」（平成20年8月18日付、警察庁丁運発第128号）により伝達補充講習を修了した者

4 講習の場所

福岡市南区花畑4丁目7番1号 福岡県警察本部交通部運転免許試験課
福岡自動車運転免許試験場（以下、「福岡試験場」という。）

5 時間割、講習項目等

(1) 一般受講者

時間割	講習項目	講習内容	時間（分）
9 : 00 10 : 30	高齢者と認知症の実態及び基礎理論	① 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 ② 認知症の病状と対応要領	DVDによる座学講習 90
10 : 30 10 : 50	休憩		20

10:50 11:50	高齢運転者対策の概要	① 運転免許保有者の状況 ② 交通事故発生状況 ③ 講習予備検査の概要 ④ 講習予備検査の結果に基づく高齢者講習 ⑤ 臨時適性検査の実施 ⑥ 申請による免許取消制度 ⑦ 運転経歴証明書制度	講義	60
11:50 13:00	休憩			70
13:00 14:10	講習予備検査の実施方法	① 講習予備検査の実施要領 ② 検査結果の採点基準 ③ 検査結果の伝達方法	講義	70
14:10 14:20	休憩			10
14:20 16:10	講習予備検査の実施方法	④ 講習予備検査の模擬実施（ロールプレイング） ⑤ 検査・採点上の注意点 ⑥ 質疑応答 ⑦ 終了証交付	実技	110
講習時間（休憩時間を除く）				330 (5.5時間)

(2) 一部免除者

時間割	講習項目	講習内容	時間(分)	
13:00 14:10	講習予備検査の実施方法	① 講習予備検査の実施要領 ② 検査結果の採点基準 ③ 検査結果の伝達方法	講義 70	
14:10 14:20	休憩			10
14:20 16:10	講習予備検査の実施方法	④ 講習予備検査の模擬実施（ロールプレイング） ⑤ 検査・採点上の注意点 ⑥ 質疑応答 ⑦ 終了証交付	実技 110	

講習時間（休憩時間を除く）

180
(3時間)

6 講習手数料

- (1) 一般受講者 3,850円
(2) 一部免除者 2,100円

7 受講予約、申請手続等

(1) 受講予約

受講希望者は、告示の日から平成25年12月13日（金曜日）までの期間に

- 住所
- 氏名
- 生年月日（年齢）
- 連絡先電話番号
- 受講種別（一般又は一部免除）

を明記の上、

〒811-1392 福岡市南区花畑四丁目7番1号

福岡県警察本部交通部運転免許試験課講習指導係

（以下「担当係」という。）

F A X 番号 092-566-2737

宛て、文書の提出又はF A Xによる送信若しくは郵送により、受講の予約を行うものとする（電話による予約はできない。）。

なお、文書の提出又はF A Xによる予約については、前記期間内（福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前 8時30分から午後5時15分までとし、郵送については、当日消印まで有効とする。

(2) 受講申請手続

受講申請は、福岡県道路交通法施行細則第29条の2第1項の「認知機能検査員講習 申請書」（以下、「申請書」という。）に、受講種別に応じた手数料額の福岡県 領収証紙（以下「証紙」という。）を貼付の上、講習開始前までに福岡県公安委員 会（担当係員）へ提出するものとする。

なお、申請書受理後は、理由の如何を問わず手数料の返還は行わず、領収証の発

行は、別に定める「終了証」の交付をもって代えるものとする。

8 その他

- (1) 講習を受講する者は、会場において講習開始10分前までに受講申出手続を行うものとする。
- (2) 講習手数料は、証紙により納付する必要があるため、受講者の責任において事前に購入の上、準備するものとする（証紙のない申出書は、受け付けることができない。）。
- (3) 福岡試験場は、受講日当日は閉庁日のため、会場において証紙の購入はできない

ことから、領収証が必要な受講者は、証紙購入時にその発行を申し出るなど、必要な措置を講じるものとする。

- (4) 申出書の住所、氏名及び生年月日については、戸籍上のものを楷書で正しく丁寧に記載するものとし、略字及び略号は、用いてはならないものとする。
- (5) 講習を終了した者については、別に定める「終了証」を交付するものとする。
- (6) 講習手続その他の問い合わせは、電話により担当係に対して行うものとする。

担当係電話番号	092-565-9493（内線213）
---------	---------------------

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
25・7・19	3514	告示	1150	2	○		表 中	雑誌 ^{○○○○○} 15115-8	雑誌 ^{●●●●●} 05267-8	
							表 中	マイウェイ出版株式会社 ^{○○○○○}	株式会社竹書房 ^{●●●●●}	
25・8・16	3522	告示	1290	1	○		表 中	雑誌 ^{○○○○○} 15115-9	雑誌 ^{●●●●●} 05267-9	
							表 中	マイウェイ出版株式会社 ^{○○○○○}	株式会社竹書房 ^{●●●●●}	
25・9・20	3532	告示	1431	2	○		表 中	マイウェイ出版株式会社 ^{○○○○○}	株式会社竹書房 ^{●●●●●}	
25・10・18	3540	告示	1584	2	○		表 中	マイウェイ出版株式会社 ^{○○○○○}	株式会社竹書房 ^{●●●●●}	
25・11・19	3549	告示	1734	2	○		表 中	マイウェイ出版株式会社 ^{○○○○○}	株式会社竹書房 ^{●●●●●}	